

消費税率引上げによる地方消費税交付金増収分の使途について

消費税率引上げによる地方消費税交付金増収分については、その全てを社会保障4経費その他社会保障施策の充実・安定化に充てることが法により定められており、当町における平成27年度地方消費税交付金増収分(86,914千円)は、次のとおり社会保障の充実・安定化のために活用しています。

(単位:千円)

区分	主な事業	27年度決算額	財源の内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・県補助金	その他特定財源	地方消費税交付金	差引一般財源
社会福祉費	障害者自立支援給付事業、重度障害者医療費助成事業、国民健康保険事業繰出金等	522,543	261,998	1,430	25,844	233,271
老人福祉費	敬老事業、介護保険事業繰出金、神奈川県後期高齢者医療運営事業等	312,912	18,627	1,129	29,239	263,917
児童福祉費	子育て支援事業、小児医療費助成事業、児童手当支給事業等	386,782	148,670	34,478	20,311	183,323
保健衛生費	母子保健事業、健康診査・相談等事業、健康づくり事業等	155,402	731	39,168	11,520	103,983
合計		1,377,639	430,026	76,205	86,914	784,494